

国立国会図書館公印取扱内規

(平成二年三月三十日国立国会図書館内規第六号)

改正	平成	八年	五月	十一日	国立国会図書館内規第四号
	同	十一年	十二月	十六日	同 第八号
	同	十四年	三月	三十一日	同 第四号
	同	十七年	三月	二十九日	同 第三号
	同	十九年	三月	二十八日	同 第二号
	同	二十一年	四月	一日	同 第四号
	同	二十二年	九月	三十日	同 第五号
	同	二十三年	六月	二十三日	同 第四号
令和	三年	八月	三十一日	同	第三号
令和	七年	十二月	二十二日	同	第三号

(総則)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)における公印の取扱いについては、国の会計機関の使用する公印に関する規則(昭和三十九年大蔵省令第二十二号)に定めるものを除き、国立国会図書館文書取扱内規(昭和五十九年国立国会図書館内規第十三号以下「文書取扱内規」という。)の定めによるほか、この内規の定めるところによる。

(定義)

第二条 この内規において「文書」、「部局」又は「主務課」とは、文書取扱内規第二条第一号、第七号又は第八号の文書、部局又は主務課をいう。

2 この内規において「公印」とは、公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいい、次の各号に掲

げるものを総称する。

一 機関印 館、総務部、部局及び課・室並びに審議会、委員会その他の機関(以下「審議会等」という。)の名称を刻印した
もの

二 官職印 館長、副館長、総務部長、部局の長及び課・室の長並びに審議会等の長の官職名を刻印したもの

(公印の種類及び寸法)

第三条 公印の種類及び寸法は、別表に掲げるとおりとする。

(公印の形式)

第四条 公印の形式は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に機関の名称又は官職名を明瞭な字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合においては、機関の名称又は官職名に「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。

(公印の印材)

第五条 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを
使用するものとする。

(特別の用途に使用する公印の形式等の特例)

第六条 特別の用途に使用する公印であつて、前三条に定める寸法、形式又は印材によりがたいものについては、前三条の規定にかかわらず、館長は、適宜その寸法、形式又は印材を定めることができる。

(公印の作成及び廃止)

第七条 公印の作成及び廃止は、公印の種類に応じて、別表に掲げる公印取扱者が行う。

(公印の登録等)

第八条 公印取扱者は、公印を作成したときは、速やかに、公印届出書(様式第一)によりその旨を総務部総務課長に届け出るものとする。公印を廃止した場合も同様とする。

第九条 前条の規定により公印の作成又は廃止の届出があったときは、総務部総務課長は、公印登録簿(様式第二)にその公印の印影等を登録し、又はその公印の登録を抹消するものとする。

第十条 前条の規定により公印の登録をし、又は登録の抹消をしたときは、総務部総務課長は、第八条の規定に基づき届出をした公印取扱者に、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(公印の管理)

第十一条 公印の管理は、公印の種類に応じて、公印取扱者が行う。

第十二条 公印取扱者又は公印取扱者の指定する職員(以下「公印取扱者等」という。)は、公印が適切に使用されるよう公印を管理し、公印が使用されないときは、確実な保管設備に格納し厳重に保管するものとする。

(押印)

第十三条 公印の押印は、公印取扱者等が、決裁を終えた文書と照合して行うものとする。

第十四条及び第十五条 削除

(物品としての公印の管理)

第十六条 物品としての公印の管理については、第七条から第十二条までの規定によるほか、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)その他の関連法令の定めるところによる。

2 公印の物品供用官は、当該公印取扱者の属する組織に置かれる物品供用官とする。

附 則

1 この内規は、平成二年四月一日から施行する。

2 この内規の施行の際現に使用されている公印は、この内規の規定により新たに作成する公印を除き、この内規の規定により作成された公印とみなす。

附 則 (平成八年五月十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程(平成八年国立国会図書館規程第二号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成八年五月十一日)

附 則 (平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号)抄

1 この内規は、国立国会図書館組織規程等の一部を改正する等の規則(平成十一年国立国会図書館規則第六号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成十二年一月一日)

附 則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十八日国立国会図書館内規第二号)抄

(施行期日)

1 この内規は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年四月一日国立国会図書館内規第四号)抄

(施行期日)

1 この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年九月三十日国立国会図書館内規第五号) 抄

(施行期日)

1 この内規は、平成二十二年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十三日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年八月三十一日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、令和三年八月三十一日から施行する。

附 則 (令和七年十二月二十二日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、令和八年一月一日から施行する。

別表（第3条及び第7条関係）

公印の種類	寸法(ミリメートル平方)	公印取扱者
機関印		
館	35	総務部総務課長
総務部	30	総務部総務課長
部局（総務部の各課を除く。以下この表において同じ。）	30	当該部局の主務課の長
総務部の各課	23	当該課の長
審議会等	総務部総務課長が定めるところによる。	当該審議会等を主管する部局の主務課の長又は総務部の各課の長
文書取扱内規第17条第2項の規定により館長が定める発信名義の名称	30	総務部総務課長が定めるところによる。
官職印		
館長	30	総務部総務課長
副館長	30	総務部総務課長
総務部長	30	総務部総務課長
部局の長	30	当該部局の主務課の長
総務部の各課の長	23	当該課の長
部局の主務課の長	23	当該部局の主務課の長
総務部人事課厚生室長	23	総務部人事課長
電子情報部電子情報	23	電子情報部電子情報

流通課長		報流通課長
関西館文献提供課長	23	関西館文献提供課長
関西館収集整理課長	23	関西館収集整理課長
関西館図書館協力課長	23	関西館図書館協力課長
審議会等の長	30	当該審議会等を主管する部局の主務課の長又は総務部の各課の長
文書取扱内規第17条第2項の規定により館長が定める発信名義の名称	総務部総務課長が定めるところによる。	総務部総務課長が定めるところによる。

(様式第一)

公 印 届 出 書

年 月 日

総務部総務課長 殿

部 課長

国立国会図書館公印取扱内規第8条の規定により 公印作成
公印廃止 をお届けいたします。

公 印 の 名 称	公 印 の 印 影

(様式第二)

(整理番号： — —)

公 印 登 録 簿

登録年月日 年 月 日
廃止年月日 年 月 日

公 印 の 名 称	公 印 の 印 影